

組織目標評価報告書（平成29年度）

部局名:

法学部

部局長名:

波多野 敏

目 標	目標の達成状況(成果)及び新たに生じた課題への取組 (部局での検証とそれに対する取組)
①教育領域	
①-1 目標	①-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組
<p>(1)新しい教育カリキュラムの着実な実施と問題点の検証:昨年度から開始された60分・クォーター制、ならびに3コース制について、引き続き実施上の問題点を検証するとともに、コース選択、演習の選抜方法など3年次に必要な手続の詳細について決定する。また引き続き、法務研究科とも連携して、高校などに新カリキュラムの狙いなどを説明し、入学者を確保するよう努める。</p> <p>(2)教育における法務研究科との連携:リーガルライティング演習を核に、法務研究科への接続教育の領域を中心として、部局の別を超えて相互に必要な授業を担当するなど、法務研究科との教育上の連携をはかりながら、学生の主体的学習を促す。</p> <p>(3)実践的教育の高度化:弁護士会、司法書士会、公務員などの協力のもと実践的な授業を開講するとともに、ゼミやインターンシップなどを利用して裁判所や法務局、弁護士事務所などにおける実践的な研修を行う。</p> <p>(4)教員の教育方法の継続的な向上策:教育フォーラムやピアレビューなどを通じて、講義方法等についての情報を交換し、改善をはかるなど教育方法の改善を継続的に検討してゆく。</p> <p>(5)法友会を通じて学生の自主的な勉強会や模擬裁判の実施を支援し、自主的学習を促進する。</p> <p>(6)教育における国際的な連携:昨年度から開講している「海外特別演習」を引き続き開講し、学生のグローバルな関心を高め海外との交流を促進するとともに、その問題点を検証する。</p> <p>(7)キャリア支援:学部独自の企業説明会を開催するとともに、その問題点を検証し、より適切な企業説明会の開催方法について検討してゆく。</p> <p>(8)入学者選抜のあり方の検討:大学入試改革方針を踏まえて、H32年度入試から変更される個別学力試験について、調査書の活用などによる主体性の評価を含めた「学力の3要素」を総合的に評価する入学者選抜のあり方を検討する。</p> <p>(9)入試募集人数の変更:グローバル・ディスカバリープログラム開始に伴う法学部の入試募集人数の変更を入試委員会を中心にして検討する。</p>	<p>(1)60分・4学期制、ならびに3コース制についての、実施上の問題点を検証し、専門科目の開講曜日を全学と調整の上、若干変更したが、今年度の2年次生は、1年次から教養と専門科目を新しいカリキュラムでバランス良く取っているために、昨年のように2年次で専門科目が取れないという苦情は無くなった。法務研究科の教務委員長と法務部長が協力して高校を訪問し、新カリキュラムの狙いなどを説明し、入学者確保に努めた。</p> <p>(2)「法解釈の基礎」「リーガルライティング演習入門」「リーガルライティング演習I-VIII」などの科目を法務研究科教員と協力して開講したほか、それぞれ専門教員の不足している科目を担当するなど教育上の連携を図った。さらに、H30年度には新たに演習科目を法務研究科教員が担当することを決め、一層の連携を深めることとなった。</p> <p>(3)引き続き、弁護士会の協力で「法実務入門ab」、司法書士会の協力で「不動産登記法ab」を開講したほか、地元企業の協力を得て、今年度からあらたに「企業法務論」を開講し、実践的な授業を一層充実させた。また、法学部独自のインターン先を含めて、インターンシップを行い、56名の学生が参加した。</p> <p>(4)7月にピアレビューを、9月と12月に教育フォーラムを行い、新カリキュラムについて議論するとともに、教育方法の継続的な改善方法について検討した。</p> <p>(5)法友会は、金沢大学と9月にディベート大会、3月にプレゼンテーション発表会を開催したほか、法教育事業でも重要な役割を果たした。また、今年度よりサークルボックスを確保し、その自主的な学習をサポートした。</p> <p>(6)引き続きイギリス、中国における海外特別演習を実施したほか、今年度は新たに台湾でも海外特別演習を実施し、全体で50名程度の学生が参加した。</p> <p>(7)引き続き学部独自の企業説明会を行うとともに、学生委員会において実施形態を検討した。来年度は、学生委員会と演習担当教員が連携しながら、説明会を開催することとした。また今年度は、新たに裁判所と協力して裁判所事務官業務説明会を実施できた。</p> <p>(8)全学のアドミッションセンターと協力して、H32年度に実施する入試から変更される個別学力試験における、調査書の活用方法、英語の試験方法などを検討している。</p> <p>(9)グローバル・ディスカバリープログラムの開始に伴って、個別入試の募集人員を変更した。また、来年度のIB入試の定員化に伴って、個別入試の募集人数を変更することを検討、決定した。</p>
①-2 全学の組織目標との関連	①-2 大学全体への貢献
<p>(1)-(9)はすべて、「② 学びの強化のための諸施策の実施」に関連する。また、(2)は部局を超えた教育連携として「① 教育研究組織改革の推進」にも関連する。(3)は、「⑥ 実践型社会連携教育の推進」、(6)は「⑦ 全部局の学生派遣・留学生受入れプログラム並びに体制の強化・充実に基づく数値目標の達成」にも関連する。(8)(9)は、「③ 高大接続・入試改革の検討」にも関連する。</p>	<p>新カリキュラムについて着実に実施するとともに、問題点を検証し、調整に努めている。法務研究科と連携して接続教育を実施し、岡山大学法務研究科への進学を促した。「海外特別演習」等を通じて学生を海外に派遣し、グローバルな関心を高めた。</p>
①-3 目標とする(重要視する)客観的指標	①-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況
<p>法務研究科など他部局との連携、また高校など外部の組織との連携の状況 弁護士会等と連携した実践的授業の開講状況 教育フォーラムなどFDの実施状況 海外の諸機関との学生の交流状況 企業説明会等キャリア支援の状況</p>	<p>法務研究科など他部局との連携状況は、(2)を参照。今年度の法務研究科の合格者は12名。 弁護士会などと連携した実践的授業の開講状況は(3)を参照。 今年度長期で留学した者は32名、「海外特別演習」の参加者は36名、海外からの留学生は特別聴講生など含め14名。 キャリア支援の状況として、インターンシップの実施状況は(3)、企業説明会をゼミを中心に行ったほか、裁判所事務官の説明会なども行われた。</p>
②研究領域	
②-1 目標	②-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組
<p>(1)研究条件の整備:H30年度から本格的な活動を開始することになっている比較法政研究所の基盤整備のために、法例集・判例集や基本図書の本格的な条件を整えるとともに、個人研究や共同研究を支援する為の研究費を配分する。</p> <p>(2)構成員間の研究情報の交換・共有:研究フォーラムを開催し、構成員間で研究に関する情報を交換する。また、研究基盤フォーラムを開催し、科学研究費など外部資金の獲得の為の情報交換するとともに、科研申請書類の添削などを実施して、科学研究費への応募・獲得を一層促進する。さらに、法教育や接続教育などの法学部共同研究プロジェクトのあり方や問題点についても、研究基盤フォーラムを開催して検討する。</p> <p>(3)外部の法律専門家との研究会の定期的開催:法務研究科教員や、裁判官・弁護士な実務家とも協力して、継続的に民法研究会、公法判例研究会などの研究会を開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換する。</p> <p>(4)地域・社会との連携による研究活動:地元自治体や、弁護士会、中学・高校などとも協力し、多文化共生ならびに法教育・消費者教育にかんする研究会を引き続き開催してゆく。</p> <p>(5)国際的な研究交流:従来から展開してきた高雄大学との学術交流をさらに継続して行ってゆく。また、特に若手教員が、一定期間、海外に滞在して研究に専念する機会を提供する。</p>	<p>(1)法学部予算から、引き続き、基本的な法令集・判例集を整備したほか、50万円の予算で、法学関係の基本図書5件を整備した。また、各教員におおむね30万円程度の個人研究費を配分し、研究のサポートを行った。以上の基盤整備は、H30年度発足予定の比較法政研究所の基盤整備となる。また、研究所には法務研究科教員も参加することが新たに決定した。</p> <p>(2)今年度は5回の研究フォーラムを開催した。うち3回は、学部教員による研究報告を行い、1回は法学部の共同研究についての基本方針を議論し、また6月に開催した研究フォーラムで科研申請についての情報交換を行った。</p> <p>(3)法務研究科教員や、裁判官・弁護士などと協力し、民法研究会(2回)、公法判例研究会(5回)を開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換するとともに、本学部の教員の研究成果を発表した。また、今年度から同じような趣旨で新たに、岡山刑事法研究会を立ち上げ、研究会を2回開催した。</p> <p>(4)地元自治体、弁護士会や、地元の中学・高校と協力して、多文化共生(3回)並びに法教育・消費者教育に関する研究会(5回)を開催した。</p> <p>(5)9月に法学部教員が台湾・高雄大学を訪問し、第6回日台学術交流セミナーを開催した。また、12月にも教員が高雄大学を訪問した際、今後の研究交流について打ち合わせを行った。また教員1名がドイツでの在外研究を行ったほか、平成30年度からの若手教員の在外研究について諸々の調整を進めた。</p>
②-2 全学の組織目標との関連	②-2 大学全体への貢献
<p>(1)-(6)はすべて、「④ 研究大学「岡山大学」の構築」に関連する。また、(1)(2)(5)は特に、「⑤ 若手研究者の育成事業の推進」とも関連する。</p>	<p>法学・政治学の研究基盤を整備し、教員の研究の進展、成果の発表を促してきた。裁判所、弁護士会などと共同して研究会を開催し、実務家の知見を深めるのに貢献した。教員の長期・短期の在外研究を促進し、研究の国際化を進めた。</p>
②-3 目標とする(重要視する)客観的指標	②-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況
<p>比較法政研究所の整備状況 研究会の実施状況 教員の海外における研究活動の実施状況 論文・判例研究・学会報告の状況 科学研究費等外部資金への応募状況・獲得状況</p>	<p>比較法政研究所の整備状況については(1)を参照。研究会等の実施状況については、(2)(3)(4)を参照。教員の海外における研究活動は長期滞滞による在外研究が1件、短期の活動は17件、再年度1名の長期滞滞への準備を進めている。論文等の状況については、http://www.okayama-u.ac.jp/user/law/faculty/achievements/index.htmlを参照。科学研究費の申請状況は、継続も含めて教員28名中27名が申請した。取得件数は、13件。</p>

③社会貢献(診療を含む)領域	
③-1 目標	③-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組
<p>(1)地域の自治体の委員等の派遣:地域の自治体や諸団体に必要な委員を派遣し、自治体や団体の運営に協力し、これを通じて地域の諸々の課題解決に取り組む。</p> <p>(2)多文化共生事業、法教育事業等を通じた地域との連携:本学部教員と県内自治体等の職員から構成される岡山県多文化共生政策研究会を通じて、地元自治体の施策に協力する。また、県下の中学・高校、弁護士会と連携して、地域の法教育事業を推進するとともに、これまでの法教育活動を通して得られた知見をもとに、消費者教育の為に教材作成など、消費者庁の推進する消費者教育事業に協力する。</p> <p>(3)生涯学習の支援:昨年度に引き続き公開講座を開催し地域の生涯学習の支援を行う。</p>	<p>1) 地元自治体、弁護士会などに委員を派遣した。</p> <p>2) 多文化共生政策研究会を開催して、岡山県など地元の自治体の政策に協力し、年度末に岡山県議会へ報告書を提出する予定である。</p> <p>また法教育事業を行い、ジュニア・ロースクールを11月に開催したほか、瀬戸高校(6月、11月)、一宮高校(10月)や清心中学(3月)で法教育に関する授業を行い、その関連で全国消費生活相談員協会や岡山県消費生活センターとも協力し、消費者教育に関する教材開発をおこなった。高大接続事業として、出前講義・大学訪問を計21件行ったほか、国際交流の問題など操山高校での特別授業を展開した。</p> <p>3) 7月に公開講座を実施した。</p>
③-2 全学の組織目標との関連	③-2 大学全体への貢献
(1)-(3)は、社会貢献事業として、「⑥ 実践型社会連携教育の推進」の一環となる。	各教員の研究成果を元に、地元自治体、弁護士会等に多くの委員を派遣し、地域の諸問題に取り組んできたほか、とくに、多文化共生、法教育部門では、学部の共同研究の成果を、多文化共生研究会、ジュニアロースクール、中学・高校における法教育事業などの成果を生んでいる。こうしたプロジェクト、SDGsにも貢献している。
③-3 目標とする(重要視する)客観的指標	③-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況
自治体等の委員の派遣の状況 自治体、弁護士会、高等学校などの外部の機関との連携の状況 公開講座の実施状況	外部委員の派遣は44件。 自治体等外部機関との連携状況は(2)を参照。 公開講座の実施については(3)を参照。
④管理運営領域	
④-1 目標	④-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組
<p>(1)規定改正とその検証:昨年度、採用・昇任に関する規定を改正したので、今年度は、新規定によって人事を進め、問題がないかどうかを検証する。また、同様に、昨年度、国際交流に関する金光基金に関する規定を見直したので、今年度は、新規定を適用し、その問題がないかどうかを検証する。その他、学部運営に関する規定改正の必要性がないか検討し、必要があれば、その改正を行う。</p> <p>(2)教授会などの機会を利用して、ハラスメント、法令遵守その他の研修を行い、構成員の意識の向上を図る。</p>	<p>(1)平成30年4月の新教員の採用は、新規定による手続であり、新規定も、大きな問題は無いことが確認できた。金光基金については、今年度学生の利用がなく、この点について来年度以降、学生のより利用のしやすい形にするよう規定を改正した。また、教員活動評価について、カリキュラム改革などに伴う新基準で行い、これについても大きな問題はなかった。さらに、来年度より新しい講座体制で学部運営を行うことが決定された。</p> <p>(2)10月に、ハラスメント研修を行った。教授会を利用して、5月に情報セキュリティについて、7月に公的研究費の使用について、9月、12月に個人情報取り扱いについて、10月に、法人文書管理について、1月には情報セキュリティについて情報提供・意識啓発を行った。</p>
④-2 全学の組織目標との関連	④-2 大学全体への貢献
(1)は、「① 教育研究組織改革の推進」の一環をなす。(2)は、「① 法令遵守の徹底」に関連する。	継続して規定の見直し、整備を行い、教育・研究組織としての法学部のあり方を継続的に更新している。 コンプライアンス研修などを実施し、また定期的に執行部会・総務委員会等で組織運営上、問題がないかどうかを検証・対応している結果、今年度は法学部としては特に大きな問題は生じなかった。
④-3 目標とする(重要視する)客観的指標	④-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況
人事その他に関する新規定の適用状況 研修などの実施状況	人事に関する新規定の適用についてはH30年4月採用予定の1件について手続きを進めた。その他新規定については(1)を参照。 研修については、(2)を参照。
【総括記述欄】	
<p>新カリキュラムの導入に伴って生じていた2回生配当の専門科目が少ないという問題は、今年度は苦情もなく、年次進行によって解消した。その他、来年度からの新コースの配属なども順調に行われた。また、新カリキュラムになって教員活動評価の基準も見直したが、新基準による評価も問題なく進められた。全体として新カリキュラムへの移行は順調に進んでいるが、試験時間の問題や、一部科目でクォーターを進めるのが適当かどうかという問題はあり、こうした点への対応は引き続き考えてゆく必要がある。</p> <p>管理運営体制も、近年の状況に応じて適宜調整しており、今年度は新規定による人事を進め、また新しい講座体制について検討・決定し、次年度以降、講座の年齢構成の不均等などの問題を解消できるものと考えている。</p> <p>全体として、従来の基本的な教育・研究・社会貢献の活動を継続的に行ったほか、新カリキュラムの導入など、新しい事態に対する対応を着実に進めている。</p>	